

(写)

多市議第277号
令和3年9月28日

多治見市長
古川 雅典 様

多治見市議会
議長 石田 浩司
本庁舎建設に関する特別委員会
委員長 吉田 企貴

本庁舎建設に関する議論についての申し入れ

本庁舎建設に関する特別委員会では、令和2年9月定例会において、議第4号多治見市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例が審議未了廃案となつて以降、本件に関する議論を継続してまいりました。

かかる中、然る8月18日の委員会において、下記の4点について合意しました。つきましては、この合意を前提として今後の議論を進めてまいります。

項 目	方向性
①建て替えの必要性について	必要である
②視察を含めた事例調査（建設費用を含む）	実施する
③行政による十分な広聴活動	前提とする
④場所選定後の議会の関わり方	前提とする

なお、上記のうち③と④については議案提出後の表決における前提とはするものの、具体的な達成条件等を設定するものではありません。まちづくりの主役は市民一人ひとりであるという前提に立ち返り、十分な取り組みがなされることを期待します。また、その際に留意いただきたいことを下記の通り申し入れ致しますので、参考に供されますよう宜しくお願いいたします。

記

1. 広聴活動に際しては、形式にこだわることなく、市民と共に、市民が主体的に考えることができる機会を大切にしてください。
2. 広聴活動に際しては、当該地域は勿論のこと、市民全体に関わるテーマであるという認識に立って実施してください。
3. 広聴活動のみならず、広報活動についても十分に実施してください。
4. 場所選定後も議会としては継続的に関わっていくことは当然ですが、執行部におかれましても十分な情報提供と双方向の議論を心がけてください。

以上